

○大崎市地方生活実現移住助成金交付要綱

令和元年6月12日

告示第114号

改正 令和3年3月26日告示第67号

令和4年3月28日告示第48号

令和5年3月31日告示第62号

令和5年7月19日告示第108号

令和6年3月27日告示第54号

令和7年3月31日告示第41号

(趣旨)

第1条 市は、移住を希望する者の移住経費の負担を軽減するため、東京圏（埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市へ移住する者に対して予算の範囲内で大崎市地方生活実現移住助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付等については、移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（平成31年4月1日宮城県制定。以下「県実施要領」という。）及び大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(令5告示62・令和7告示41・一部改正)

(助成金額)

第2条 助成金の額は、次の各号に掲げる世帯区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 世帯での移住の場合 100万円

(2) 単身での移住の場合 60万円

2 前項第1号の場合において、18歳未満の世帯員を帯同して移住するときは、当該世帯員1人につき100万円を加算する。

(令 4 告示 4 8 ・ 令 5 告示 6 2 ・ 一部改正)

(対象者)

第 3 条 助成金の対象となる者は、申請時において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県実施要領第 5 第 1 項第 1 号① (ア) に該当すること。
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日以降に転入したこと。
- (3) 助成金の申請時において、市内に転入後 1 年以内であること。
- (4) 助成金の申請日から 5 年以上、市内に継続して居住する意思を有していること。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (6) 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法 (昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号) に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成 3 年法律第 7 1 号) に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (7) 過去 1 0 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に 1 8 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、1 8 歳以上となり、宮城県及び大崎市が認める場合を除く。
- (8) 県実施要領第 5 第 1 項第 1 号②, ③, ④及び⑤のいずれかに該当すること。ただし、県実施要領第 5 第 1 項第 1 号④に該当する場合 (以下「関係人口要件」という。) にあっては、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 本市への転入時に 5 0 歳未満であること。

イ 転入前に大崎市が参加する事業（移住・定住関連）の相談ブース
又はおおさき移住支援センターの窓口（オンライン含む）で移住相談をした経験を有する者（名前や住所などの履歴がある場合に限る）。

ウ 転入後に農林水産業に就業する者

（８） 前各号に掲げるもののほか，市長が助成金の対象として不適当と認めた者でないこと。

２ 前項に掲げるもののほか，世帯の申請をする場合にあっては，県実施要領第５第１項第１号①（エ）に該当するものとする。

３ 前２項に掲げるもののほか，１８歳未満の世帯員の加算の申請をする場合にあっては，同号①（オ）に該当するものとする。

（令３告示６７・令４告示４８・令５告示６２・令５告示１０
８・令和７告示４１・一部改正）

（交付の申請）

第４条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は，市内に転入後１年以内に，大崎市地方生活実現移住助成金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（１） 全員が提出必須の書類

ア 写真付き身分証明書の写し

イ 移住元の住民票の除票の写し

ウ 助成金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

（２） 東京２３区以外の東京圏から東京２３区内への通勤者のみ提出が必要な書類 移住元での在勤地，在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（東京２３区内で勤務していた企業等の就業証明書等）

- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人
経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類 移住元での在勤地及び
在勤期間を確認できる書類（開業届出済証明書等）
- (4) 東京23区以外の東京圏から東京23区内への通学期間を本事業
の移住元としての対象期間（県実施要領第5第1項第1号（ア）に
規定する対象期間をいう。以下同じ。）に参入する場合のみ提出が必要
な書類
- ア 在学期間及び卒業校を確認できる書類（卒業証明書等）
- イ 移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったこ
とを確認できる書類（東京23区内で勤務していた企業等の就業証
明書等）
- (5) 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類 移住元の住民票
の除票の写し（申請者以外の方のもの）
- (6) 世帯員が転入時点において胎児であった場合に必要な書類 母
子健康手帳の写し
- (7) 申請者（就職の場合）のみ提出が必要な書類 就職先企業等の
就業証明書（移住助成金の申請用）（様式第2号）
- (8) 申請者（テレワークの場合）のみ提出が必要な書類 就業証明
書（移住助成金の申請用）（様式第2号の2）及び就業時間の証明書
（移住助成金の申請用）（様式第2号の3）
- (9) 申請者（起業の場合）のみ提出が必要な書類 地方創生推進交
付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して都道府県が実施する起業
支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決
定通知書の写し
- (10) 申請者（関係人口（県実施要領第5第1項第1号④に規定す
る関係人口をいう。以下同じ。）の場合）のみ提出が必要な書類

ア 関係人口要件に係る証明書（様式第 2 号の 3）

イ 企業等の就業証明書（就業の場合）

（令 3 告示 6 7 ・ 令 4 告示 4 8 ・ 令 5 告示 6 2 ・ 令 5 告示 1 0 8 ・ 令和 7 告示 4 1 ・ 一部改正）

（交付の決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは大崎市地方生活実現移住助成金交付決定通知書（様式第 3 号）により、助成金を交付しないことを決定したときは大崎市地方生活実現移住助成金不交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の方法）

第 6 条 市長は、助成金の全額を一括で交付するものとする。

2 助成金の交付を受けようとする者は、前条の決定通知を受けた日以後速やかに大崎市地方生活実現移住助成金請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

3 交付は、原則として、預金口座への振込みによるものとする。

（交付の決定の取消し等）

第 7 条 市長は、第 5 条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、その交付決定を取り消すとともに、交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第 8 条 助成金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全額を返還しなければならない。

（1） 虚偽の申請等をしたとき。

(2) 助成金の申請日から3年未満に宮城県外に大崎市から転出したとき。

(3) 助成金の申請日から1年以内に助成金の要件を満たす職を辞したとき。ただし、県実施要領第5第1項第1号③及び④に該当するときを除く。

(4) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

2 前項に掲げるもののほか、受給者は、助成金の申請日から3年以上5年以内に宮城県外に転出したときは、助成金の半額を返還しなければならない。

3 市長は、前2項のいずれかに該当する場合は、大崎市地方生活実現移住助成金返還命令書（様式第6号）により受給者に助成金の返還を命じるものとする。

（令3告示67・一部改正）

（助成金の返還免除）

第9条 市長は、前条の規定により助成金を返還しなければならない受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全額又は半額の返還を免除することができる。

(1) 就業先の企業等が倒産したとき。

(2) 精神又は身体に著しい障害が生じたとき。

(3) 災害その他やむを得ない事由が生じたことを市長が認めるとき。

2 前項の場合において、助成金の返還免除を希望する者（以下「返還免除希望者」という。）は、大崎市地方生活実現移住助成金返還免除申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、その結果を大崎市地方生活

実現移住助成金返還免除可否決定通知書（様式第 8 号）により返還免除希望者に通知するものとする。

（住所変更の届出）

第 10 条 助成金の申請日から 5 年以内に他の市町村へ転出する場合は、住所変更届（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

（立入検査等）

第 11 条 市長は、本事業が適切に実施されたか、及び本事業の効果を確認するため、受給者に対し、必要な事項の報告を求め、又は関係する場所への立入調査を行うことができる。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和元年 7 月 1 日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。

（適用区分）

2 この告示は、次年度以降の各年度において、当該助成金に係る予算が成立した場合に、当該助成金にも適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日告示第 67 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日告示第 48 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日告示第 62 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月 19 日告示第 108 号）

この告示は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日告示第 54 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日告示第 4 1 号）

この告示は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。